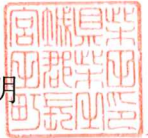


柴田町告示第 9 5 号

下記の者に送達すべき書類について、その住所及び居所が不明であるため書類の送達ができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により税務課が保管し、いつでも交付することを告示する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

柴田町長 石 森 靖 明



記

- 1 送達すべき書類の名称
- 令和 8 年度町民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書
- 2 送達すべき者

氏名	所在地	調査結果
高橋 麗太	柴田町西船迫 2 丁目 5 番地 3 2 県営柴田船迫住宅 4 2 4 号	居所不明